

3. 試 験 細 則

1 試 験

- (1) 成績の考査の一環として学年暦に定める期間に試験（定期試験）を行う。
- (2) 定期試験は、授業時間数の3分の2以上出席した者につき行う。
- (3) 成績の考査を試験によらない科目は、論文、レポート、制作物の提出及び作業演習等をもって行う。
- (4) 成績は、1科目につき100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。

2 受 験 心 得

- (1) 受講の許可を得ている科目に限り受験することができる。
- (2) 遅刻した場合は、受験することができない。ただし、遅刻が20分以内で、やむを得ない理由があると監督教員が認めるときは、受験することができる。
- (3) 受験の際は、学生証を携行し、机上の右上隅に置くこと。忘れた者は、学務部又は学務係で仮学生証の交付を受けること。
- (4) 受験の際は、監督教員の指示に従うこと。
- (5) 不正行為をした者は、徳島大学学則第52条に基づき処分される。

3 成績の通知・確認

- (1) 履修科目の成績は、原則として前期・後期ともに学期内に通知する。ただし、前期の追試験・再試験及び9月に実施される集中講義等の成績は、11月上旬に通知する。
- (2) 成績について疑義がある場合は、成績の通知日から1週間以内、ただし1週間後の同日が休業日である場合は、休業日明けの最初の平日までに学務係に申し出ることができる。申し出後の授業担当教員の対応に疑義がある場合は、文書により根拠を明示して学務係を通じて教務委員会に申し出ることができる。ただし、疑義の申し出ができるのは、以下の場合に限られる。
 - ① 成績の誤記入など、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの。
 - ② シラバスに記載されている到達目標、成績評価方法・基準などから、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。
- (3) 成績記入は、次のとおりである。

1科目につき60点以上……………合 格	
不……………不合格（再試験可）	（不）……………再受講（再試験不可）
欠……………試験当日欠席（追試験又は再受講）	（欠）……………受験資格なし（再受講）
- (4) すべての学生は、入学時に「個別成績表の送付に係る同意書」を学務係に提出し、成績表の保証人への送付の可否について申し出ることとする。

ただし、成績表の送付を「否」とした場合でも、下記の事項に該当する場合には、保証人に成績表を送付する。

 - ① 単位の修得状況の芳しくない者
 - ② 進級要件又は卒業要件に満たない者

4 追 試 験

- (1) 次の理由により定期検査が受けられなかった者は、「追試験」を願い出ることができる。
 - ア 本人の責に帰し得ない理由の場合
 - イ 病気の場合願い出にあたっては、欠席の詳細な理由を記した「欠席届」、アまたはイを証明する「証明書」（医師の診断書など）、「追試験願」を学務係に提出する。
「欠席届」「追試験願」の用紙は学務係で交付される。
- (2) 追試験の願い出は、試験実施日から2週間以内に行うこと。ただし2週間後の同日が休業日である場合は、休業日あけの最初の平日までに行うこと。
- (3) 追試験の許可は、教務委員会で審査のうえ行う。
- (4) 追試験の受験を許可された者は、前期においては10月末までに、後期においては学期内に受験するものとする。

5 再 試 験

- (1) 定期試験に不合格になり、かつ「再試験」の指示があった場合には、再試験を受けることができる。
- (2) 再試験は、前期においては10月末までに、後期においては学期内に受験するものとする。
- (3) 再試験を受験しようとするときは、学務係で願出用紙の交付を受け、当該試験の担当教員の認印を得たうえで、学務係に提出しなければならない。
- (4) 願出用紙の提出は、その再試験が行われる日の前日までとする。
- (5) 再試験に合格した者の成績は、1科目につき60点とする。

6 追試験・再試験成績の通知・確認

- (1) 追試験・再試験の成績は、前期においては11月上旬に、後期においては学期内に学務係で本人に通知する。
- (2) 通知を受けた者は、成績を確認して疑義のある場合は、成績の通知日から1週間以内、ただし1週間後の同日が休業日である場合は、休業日あけの最初の平日までに学務係まで申し出のうえ、確認すること。